大口町告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

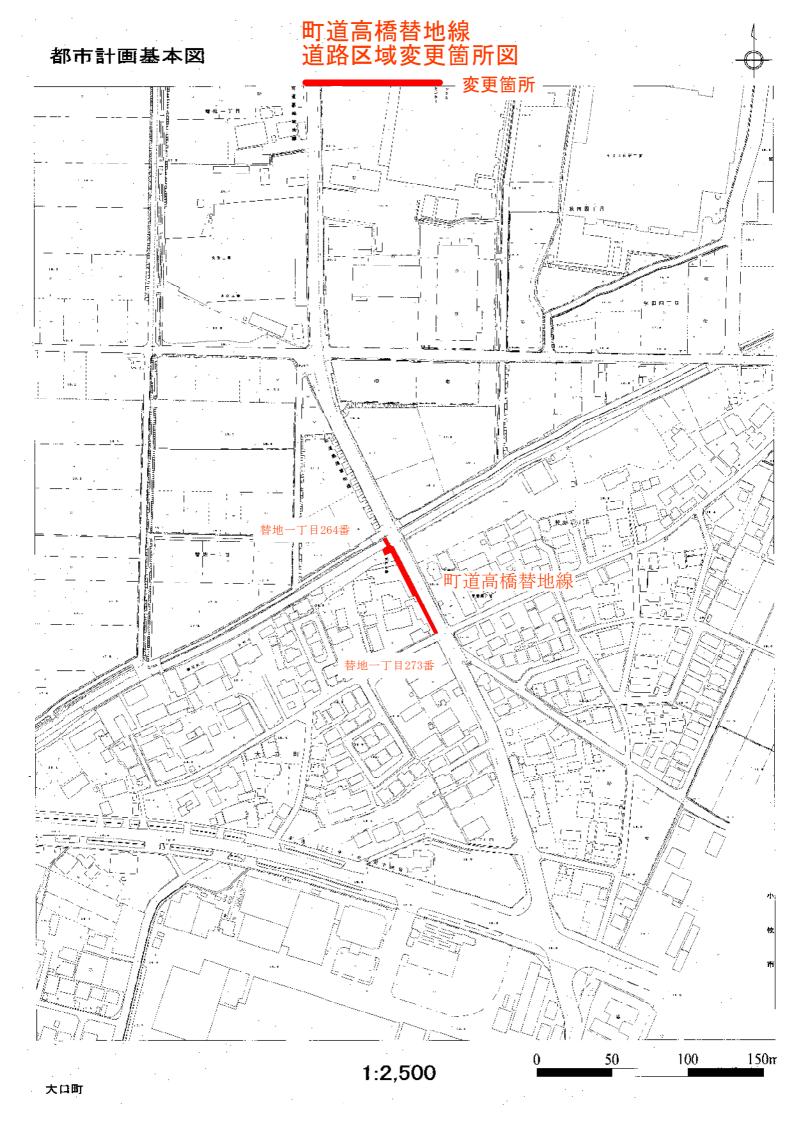
その関係図面は、告示の日から2週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月9日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	区間	変更前 後の別	敷地幅員(m)	延長 (m)
5	高橋替地線	替地一丁目 264番 から	変更前	8.6~9.8	72.8
		替地一丁目 273 番 まで	変更後	11.0~16.0	72.8



都市計画基本図 . 153 3 Q 7 1:1,000